

平成30年度  
第10回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

平成31年2月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成30年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成31年2月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成31年2月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成31年2月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	平成31年2月25日 14時21分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 18名 欠席 1名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	▲
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8	伊藤 友美	○	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 7番	熊澤 威人	議席番号 16番	松村 勝彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	畑 山 直 巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

事務局（畑山事務局長）

御起立願います。相互に礼をお願いします。

（礼）

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料のご準備をお願いします。憲章前文の朗読を議席番号6番 大森直子 委員をお願いします。朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは大森委員お願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となった委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお願いします。3番、欠席委員の報告をいたします。議席番号12番 立柳優 委員、所用のため欠席でございます。3番の届出欠席が1名でございます。無届はゼロでございます。欠席委員数1名、従いまして出席委員が18名でございます。以上報告といたします。

それでは、会長、進行を宜しくお願い致します。

議長（山本会長）

ただ今から平成30年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には7番 熊澤威人 委員と16番 松村 勝彦 委員を指名します。

## 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第10回総会の会期についてお諮りいたします。

第10回総会の会期は平成31年2月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第10回総会の会期は、平成31年2月25日の1日間とすることに決定致しました。

#### 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成30年度第12回の運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

平成30年度第12回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

平成31年2月8日(金)午前9時半から八幡平市役所3階大会議室におきまして行われました。

始めに報告及び連絡となります。次第のとおり3項目の報告及び連絡を行いました。内容についてご説明を致します。要点のみとさせていただきます。4ページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。平成31年2月以降の主な会議(行事)等日程についてとなります。質疑内容と回答内容を記載しております。

2項目め。平成30年度八幡平市に対する意見の回答についてとなります。市長部局である農林課より出された回答の内容について報告を行いました。この報告の中で9項目めの回答に関連した意見が出席委員より出されましたが、農林課で所管する事業に関わる内容であったため、本日の第6回農業委員会議の協議事項で農林課の担当係より事業内容の説明を行う事としておりますので、農林課より出された回答の内容についてご協議をお願いします。

3項目め。八幡平市議会改革推進会議研修会についてとなります。研修会の内容について事務局と委員2名から報告が行われましたが、改めて本日の第6回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より研修内容の報告を行う事としております。

続きまして、協議事項となります。2項目の協議を行いました。それでは協議内容についてご説明致します。要点のみとさせていただきます。6ページの左上、4協議事項となります。

協議事項1項目め。八幡平市農業委員会交際の支出基準等に関する内規となります。

内規の制定について協議を行い事務局案のとおりとすることで運営委員会で賛同をいただいたところがございます。この賛同を受けて本日の農業委員会議の協議事項に提案するものであり、内規案の審議及び制定についてご協議をお願いします。

2項目め。農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議の進行に向けた対策についてとなります。

先月の農業委員会議で出された意見を基に協議を行い農業委員会業務に関する質問に対する回答手順案を本日の農業委員会議の協議事項に提案することが決定されました。質問に対する回答手順案の審議及び決定についてご協議をお願いします。

続きまして、その他となります。3名の運営委員から質問及び要望が出されました。それでは協議内容についてご説明致します。要点のみとさせていただきます。9ページの左下、5その他となります。

始めに「八幡平市の農産物」の展示と市の関係性について質問が出されました。この質問に関し事務局で状況を調査しましたので、本日の農業委員会議の情報提供で報告を行う事としております。

次に、推進委員に対して配布する総会資料を郵送にしてもらいたいとの要望が出されました。この要望に対し事務局では当面の間、総会終了後に事務局で郵送する対応とするとの回答を行っております。

他にも2件要望が出され、その回答の内容を記載しております。

以上、平成30年度第12回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。平成31年2月25日。運営委員長 山本範夫。

詳細についてきまして、後ほどご確認願います。以上となります。

議長（山本会長）

ただいまの「平成30年度第12回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の11ページをご覧ください。平成31年1月25日から平成31年2月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から5) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、6) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は2月15日の金曜日でございます。26件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、16番委員 松村勝彦 委員、17番委員 竹田和夫 委員、18番委員 石羽根正志 委員、19番委員 山本範夫 委員の4名でございます。また、事務局からは高橋主任、古川主事、私の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 16 件となっております。

申請番号 1、田頭第 18 地割 13 - 1、田、2,400 m<sup>2</sup>です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 2、西根寺田第 26 地割 1 - 15、牧場、87,605 m<sup>2</sup>を含む 7 筆 128,418 m<sup>2</sup>です。解除条件付賃貸借権の設定です。申請地は今まで牧草を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。なお、譲受人が市外のため、営農計画書が提出されており、効率的に利用するものと考えられます。

申請番号 3、荒木田第 11 地割 30 - 2、田、941 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 4、松尾寄木第 11 地割 643、田、2,084 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 3,878 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 5、松尾寄木第 13 地割 277、田、437 m<sup>2</sup>を含む 10 筆 9,079 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保管理していた農地です。権利取得後は水稲を作付け予定とのことです。

申請番号 6、小屋畑 237 - 2、田、33 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 7、平館第 31 地割 63 - 1、田、627 m<sup>2</sup>を含む 5 筆 4,461 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで使用貸借により水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。なお、譲受人が市外在住となっておりますが、実家が八幡平市にあり、家族ともども耕作を行うとのことから、効率的に利用するものと考えられます。

申請番号 8 から 16 は関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 8、松尾寄木第 4 地割 320、田、1,721 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 3,694 m<sup>2</sup>です。

申請番号 9、松尾寄木第 4 地割 225、田、2,000 m<sup>2</sup>です

申請番号 10、松尾寄木第 4 地割 227、田、1,901 m<sup>2</sup>です。

申請番号 11、松尾寄木第 4 地割 224、田、2,042 m<sup>2</sup>です。

申請番号 12、松尾寄木第 4 地割 223、田、1,900 m<sup>2</sup>です。

申請番号 13、松尾寄木第 4 地割 229、田、1,750 m<sup>2</sup>です。

申請番号 14、松尾寄木第 4 地割 228、田、1,976 m<sup>2</sup>です。

申請番号 15、松尾寄木第 4 地割 226、田、1,969 m<sup>2</sup>です。

申請番号 16、松尾寄木第 4 地割 322、田、1,938 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権の移転です。申請地は譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。譲受側は、新規取得となり、営農計画書が提出されております。権利取得後はハウスを使用し、自動化制御による水耕栽培を行い、葉物野菜を作付けすることです。関係資料の 11 ページから 16 ページにこれに関する資料を掲載しておりますので、ご確認ください。

申請地の明細については 5 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 16 番 松村勝彦 委員にお願いいたします。

16 番（松村委員）

はい、それでは、現地調査結果の報告をいたします。

申請番号 1 番ですが、位置は、田頭小学校から南西へ約 600m の地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 6 km の地点及び 9 km の地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、西根第一中学校から北へ約 600m の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は寄木小学校から西へ約 3 km の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5 番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約 1.9 km の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は水稻を作付予定とのことです。

申請番号 6 番ですが、位置は、小屋畑駅から東へ約 800m の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約 1.7 km の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、使用貸借により水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様



に作付予定とのことです。

申請番号 8 番から 16 番ですが、関連があるので一括して説明いたします。位置は、柏台小学校から北東へ約 2.5 km の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 1 件となっております。

申請番号 1、平笠第 11 地割 167 - 1、田、498 m<sup>2</sup>でございます。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅 1 棟、駐車場が計画されております。こちらの案件ですが、平成 30 年 10 月 25 日開催の第 6 回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議

いただきました案件となります。平成 31 年 1 月 31 日付けで農用地から除外が決定されております。

関係資料の 5 ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定においては、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 16 番 松村勝彦 委員にお願いします。

16 番（松村委員）

16 番松村です。それでは報告いたします。

申請番号 1 番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約 700m の地点です。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設です。現況は、田として利用されておりました。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定において、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。審議ほどよろしくお願いします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、「許可相当」として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は5件となっております。関係資料の5ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、松尾第9地割50、畑、330㎡でございます。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。

申請番号2、3、4番は関連があり、現況が同様のため一括してご説明させていただきます。

申請番号2、上の山356-8、畑、2,510㎡でございます。

申請番号3、上の山356-9、畑、2,212㎡でございます。

申請番号4、上の山157、畑、3,362㎡を含む2筆5,744㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

申請番号5、平館第26地割85-1、畑、503㎡でございます。現況は、資材置場として利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

はい、16番松村です。それでは、現地調査の報告をいたします。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平インターチェンジから北へ約1.8kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。申請地は、立地条件が悪くトラクターなどが入れず、平成元年頃から不耕作になり現在に至ったとのことでした。

申請番号2番、3番、4番ですが、関連がありますので一括で報告いたします。位置は安代インターチェンジから北へ約500mから600mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、申請人の亡くなった父親が昭和61年から昭和62年頃に農地とは知らず植林をしてしまったとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は平館高等学校から東へ約300mの地点です。現況は、資材置場として利用されておりました。申請地は昭和40年頃に農地とは知らずに植林をしてしまいましたが、平成29年に隣接する線路に配慮し、伐採し現在は資材置場として利用しているとのことでした。

いずれの農地は、非農地化され20年以上経過し、農地への復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

それでは、「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。平成31年2月5日付けで八幡平市長から意見を求められている案件は4件でございます。申請番号1、2に関しましては農用地からの除外申請となっております。申請番号3は用途変更申請となっております。申請番号4は編入申請となっております。

申請番号1、平館第1地割184、畑、5,652㎡でございます。除外の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の建設となっております。こちらは平成30年10月25日開催の第6回総会において農業振興地域整備計画の一部変更で協議いただきました案件の一部となっております。同意する相続権利者が未確定のため未処理となっていた案件となっております。

申請番号2、大更第25地割308-6、田、780㎡を含む2筆1,092㎡でございます。除外の目的は、薬局の建設となっております。

申請番号3、平笠第24地割703の一部、畑、3,000㎡を含む2筆39,960㎡でございます。用途変更の目的は、繁殖育成センターの建設となっております。

申請番号4、大更第10地割329-1、田、200㎡を含む2筆430㎡でございます。編入の目的は、

農地利用集積の実施するためとなっております。

転用の可否になりますが、関係資料の7ページをご覧ください。

申請番号1番の農地区分ですが、農用地からの除外後は10ha以上の一団の農地で、第1種農地となっております。例外規定においては、市街地に設置困難又は適当な施設に該当することが確認されております。

申請番号2番の農地区分ですが、農用地からの除外後は300m以内に駅がありますので第3種農地となります。第3種農地は原則許可となっております。

申請番号3番の農地区分ですが、農用地からの変更後は10ha以上の一団の農地で、第1種農地となります。例外規定においては、農業用施設等に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

はい、16番松村です。それでは、ご報告申し上げます。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平駅から東へ約1.7kmの地点です。農振除外の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の建設です。現況は、畑として利用されておりました。農振除外後は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、市街地に設置困難又は不適當な施設に該当することを確認いたしました。

申請番号2番ですが、位置は大更駅から東へ約200mの地点です。農振除外の目的は、薬局の建設です。現況は、田として利用されておりました。農振除外後は、300m以内に駅がありますので第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

申請番号3番ですが、位置は平笠小学校から南へ約3.2kmの地点です。農振除外の目的は、農業用施設用地の変更になります。繁殖育成センターを建設するものです。現況は、牧場として利用されておりました。農振除外後は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、農業用施設であるため、転用許可条項に該当いたします。

申請番号4番ですが、位置は、大更駅から東へ約2kmの地点です。編入の目的は、農地利用集積を実施するためです。申請地は、農用地に隣接する一団の農地であり、事業実施によって農作業の効率化が期待できるため、編入は問題ないと判断してまいりました。

いずれの申請地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと、土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと、また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外及び編入は問題ないと判断して参りました。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更(随時見直し)に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定しました。

○第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

16ページをご覧ください。今月の申請は、37件となっております。

賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第3地割267-1、田、4,643㎡を含む3筆7,745㎡です。申請番号2、大更第4地割96-1、田、2,276㎡です。申請番号3、大更第6地割305、田、448㎡を含む2筆3,564㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号4、大更第6地割306、田、1,773㎡を含む2筆3,800㎡です。申請番号5、大更第3地割44-1、田、826㎡を含む7筆17,306㎡です。申請番号6、大更第8地割148、田、2,851㎡を含む3筆8,996㎡です。申請番号7、大更第33地割216-1、田、2,595㎡を含む3筆8,355㎡です。申請番号8、田頭第34地割29、田、149㎡を含む3筆3,513㎡です。申請番号9、田頭第38地割60、田、1,374㎡を含む3筆4,822㎡です。申請番号10、田頭第18地割27、田、3,023㎡を含む2筆4,373㎡です。申請番号11、田頭第9地割138、田、2,955㎡を含む8筆13,564㎡です。申請番号12、田頭第25地割102-1、田、1,950㎡を含む7筆9,701㎡です。申請番号13、松尾寄木第1地割76-1、畑、1,933㎡を含む2筆3,865㎡です。申請番号14、平笠第21地割85-1、田、487㎡を含む3筆3,475㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号15、平笠第19地割297、田、1,605㎡を含む2筆3,889㎡です。申請番号16、大更第37地割315、田、1,457㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号17、大面平64、田、

734 m<sup>2</sup>を含む3筆3,155 m<sup>2</sup>です。申請番号18、細野460-4-1、田、2,400 m<sup>2</sup>を含む2筆4,800 m<sup>2</sup>です。申請番号19、細野460-4-2、田、2,446 m<sup>2</sup>です。申請番号20、大更第3地割24-1、田、768 m<sup>2</sup>を含む2筆2,927 m<sup>2</sup>です。申請番号21、大更第27地割290、田、2,985 m<sup>2</sup>を含む3筆6,834 m<sup>2</sup>です。申請番号22、平笠第2地割133、畑、725 m<sup>2</sup>を含む2筆3,519 m<sup>2</sup>です。申請番号23、松尾寄木第2地割466-1、田、2,375 m<sup>2</sup>を含む6筆17,009 m<sup>2</sup>です。申請番号24、細野231-1、畑、26,859 m<sup>2</sup>です。申請番号25、細野234-1、畑、30,338 m<sup>2</sup>です。申請番号26、細野238-1、畑、26,300 m<sup>2</sup>です。

使用貸借権の設定です。

申請番号27、田頭第30地割70、田、967 m<sup>2</sup>を含む2筆2,606 m<sup>2</sup>です。申請番号28、田頭第37地割183、田、3,006 m<sup>2</sup>です。申請番号29、平館第15地割25-1、田、1,021 m<sup>2</sup>を含む4筆3,758 m<sup>2</sup>です。申請番号30、野駄第4地割272、畑、3,629 m<sup>2</sup>を含む2筆5,924 m<sup>2</sup>です。申請番号31、扇畑146、畑、278 m<sup>2</sup>を含む10筆12,024 m<sup>2</sup>です。申請番号32、平館第4地割174、田、744 m<sup>2</sup>を含む3筆1,935 m<sup>2</sup>です。

中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号33、荒木田第11地割34-2、田、2,045 m<sup>2</sup>です。申請番号34、平館第20地割84、田167 m<sup>2</sup>を含む17筆19,631 m<sup>2</sup>です。申請番号35、平館第10地割106、田、732 m<sup>2</sup>を含む11筆7,768 m<sup>2</sup>です。申請番号36、平館第26地割133-1、田、1,302 m<sup>2</sup>を含む9筆9,228 m<sup>2</sup>です。申請番号37平館第27地割15、田、3,359 m<sup>2</sup>を含む5筆7,674 m<sup>2</sup>です。

申請地の明細については、次の23から26ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

それでは、申請番号7番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号16番 松村勝彦 委員の退席を求めます。

（16番 松村勝彦 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号7番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号16番 松村勝彦 委員の着席を求めます。

(16番 松村勝彦 委員 着席確認)

議長(山本会長)

それでは、申請番号18番、19番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

(11番 藤村勇三 委員 退席確認)

議長(山本会長)

これより、申請番号18番、19番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号18番、19番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)



議長（山本会長）

よって、申請番号 18 番、19 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。  
ここで、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

（11 番 藤村勇三 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 7 番、18 番、19 番を除く議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 7 番、18 番、19 番を除く議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 7 番、18 番、19 番を除く議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

## 6 閉会（14時21分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 30 年度第 10 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

事務局（畑山事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

ご着席願います。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月25日

会 長 \_\_\_\_\_

7 番 委 員 \_\_\_\_\_

1 6 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 平成30年度

## 第10回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成31年2月25日（月）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 第12回運営委員会報告
  - (2) 農地法に関する業務報告
- 5 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 6 閉 会